

平成29年  
第28回嬉野市農業委員会  
総会議事録

平成29年10月2日

嬉野市農業委員会

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会議決一覧

| 議案番号  | 整理番号 | 件名                    | 議決日       | 議決結果 |
|-------|------|-----------------------|-----------|------|
| 報告第1号 |      | 農地等形状変更届出について         |           |      |
|       | 1    | 岩屋川内陣野 外4筆 畑の基盤整備     | H29.10.02 | 了 承  |
|       | 2    | 久間八幡籠 畑の基盤整備          | H29.10.02 | 了 承  |
|       | 3    | 馬場下中蔵 畑の嵩上げ           | H29.10.02 | 了 承  |
|       | 4    | 馬場下中蔵 畑の嵩上げ           | H29.10.02 | 了 承  |
| 議案第1号 |      | 農用地利用集積計画の解約について      |           |      |
|       | 1    | 下野三本松 外10筆 使用貸借権      | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 2    | 久間藤原 外1筆 使用貸借権        | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 3    | 五町田高城 使用貸借権           | H29.10.02 | 承 認  |
| 議案第2号 |      | 農用地利用集積計画の決定について      |           |      |
|       |      | 利用権設定                 |           |      |
|       | 塩1～8 | 谷所三本松 外14筆 使用貸借権・賃借権  | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 嬉1～2 | 下宿五本松 外2筆 賃借権         | H29.10.02 | 承 認  |
|       |      | 所有権移転                 |           |      |
|       | 1    | 岩屋川内陣野 あっせん           | H29.10.02 | 承 認  |
| 議案第3号 |      | 農地法第3条申請の許可について       |           |      |
|       | 1    | 岩屋川内陣野 外1筆 売買         | H29.10.02 | 許 可  |
| 議案第4号 |      | 農地法第4条申請の承認について       |           |      |
|       | 1    | 下宿鴻ノ巣 植林              | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 2    | 五町田高城 資材置場            | H29.10.02 | 承 認  |
| 議案第5号 |      | 農地法第5条申請の承認について       |           |      |
|       | 1    | 岩屋川内字坪 外3筆 太陽光発電設備設置  | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 2    | 岩屋川内野原 外2筆 太陽光発電設備設置  | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 3    | 岩屋川内野原 太陽光発電設備設置      | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 4    | 吉田祇園 外1筆 コンビニエンスストア用地 | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 5    | 五町田高城 外3筆 スポーツクラブ     | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 6    | 下野三坂 住宅敷地             | H29.10.02 | 承 認  |
|       | 7    | 下宿第七区画整理 外1筆 宅地分譲     | H29.10.02 | 承 認  |

|  |    |                     |           |    |
|--|----|---------------------|-----------|----|
|  | 8  | 下宿第八区画整理 宅地分譲       | H29.10.02 | 承認 |
|  | 9  | 下宿第八区画整理 一般住宅       | H29.10.02 | 承認 |
|  | 10 | 下宿第八区画整理 建売住宅の建築    | H29.10.02 | 承認 |
|  | 11 | 下野小池田 外1筆 太陽光発電設備設置 | H29.10.02 | 承認 |

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 平成29年10月2日
- 2 招集場所 嬉野市役所嬉野庁舎 3-1会議室
- 3 開会日時 開会 平成29年10月2日 午後1時30分 議長 西田 昭義  
及び宣告 閉会 平成29年10月2日 午後3時45分 議長 西田 昭義
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開  
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による
- 5 出席及び欠席委員並びに職員 出席委員25名 欠席委員0名

(農業委員)

| 席次 | 氏名    | 出欠 | 備考    | 席次 | 氏名    | 出欠 | 備考 |
|----|-------|----|-------|----|-------|----|----|
| 会長 | 西田昭義  | 出  | 議長    | 13 | 田島昭英  | 出  |    |
| 1  | 松元正行  | 出  |       | 14 | 大島栄吉  | 出  |    |
| 2  | 水川靖廣  | 出  |       | 15 | 宮崎勇   | 出  |    |
| 3  | 川原安幸  | 出  | 憲章朗読  | 16 | 植松和幸  | 出  |    |
| 4  | 稲富 茂  | 出  |       | 17 | 一ノ瀬宏則 | 出  |    |
| 5  | 白川久美子 | 出  |       | 18 | 馬場みどり | 出  |    |
| 6  | 富永敏文  | 出  | 班 長   | 19 | 池田藤巳  | 出  |    |
| 7  | 小森隆昭  | 出  | 議事録署名 | 20 | 井手寛紀  | 出  |    |
| 8  | 瀧野厚由  | 出  | 議事録署名 | 21 | 前田安一  | 出  |    |
| 9  | 川内利光  | 出  |       | 22 | 山崎 正  | 出  |    |
| 10 | 松尾 直  | 出  |       | 23 | 山口智佐代 | 出  |    |
| 11 | 江口幸一郎 | 出  |       | 24 | 武藤 正  | 出  |    |
| 12 | 池田博幸  | 出  |       |    |       |    |    |

(職員等)

|            |       |            |       |
|------------|-------|------------|-------|
| 農業委員会事務局長  | 白石 伸之 | 農地利用集積推進委員 | 秋月 治馬 |
| 農業委員会事務局主事 | 永田 良子 | 農林課副課長     | 小原 和子 |



所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○番○ 他4筆  
地目は畑 面積は14,362㎡です。

理由は、茶畑の改植のため、畑の基盤整備を行いたいということです。  
図面は3ページと4ページ、写真は( )番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、池田藤巳委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にございません。

議 長

続いて、9月29日に3班で実施した事前審査の結果について、  
班長の 富永 敏文委員、報告をお願いします。

班 長

茶畑の基盤整備でございます。現地は荒れていて1町4反あり、1枚整地し、本人も意欲的で有り問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですね。この案件は、報告事案です。了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、農地等形状変更届出整理番号1番については、全員了承です。

議 長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

届出人は 中通の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 <sup>はちまんごもり</sup>八幡籠 ○○○番○

地目は畑 面積は723㎡です。

理由は、狭小の畑が何枚もあり、機械利用が難しいため、畑の基盤整備を行いたいということです。

図面は5ページと6ページ、写真は(2)番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、水川委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議 長

富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

ここは、狭い畑4枚を、2枚にし、利用しやすいようにしたいとのことです。  
申請者は、若い農業者で意欲的に考えておられます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

はい、農地等形状変更届出整理番号2番については、全員了承です。

議 長  
事 務 局

次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。  
整理番号3番です。  
届出人は 鍋野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 <sup>なかぞう</sup>中藏 ○○○番○

地目は畑 面積は(144㎡のうち)42.5㎡ 所在地の一部です。  
理由は、湧水が多く、畑としての利用ができないため、また猪等の害獣被害防止のために、畑の嵩上げをしたいということです。

図面は7ページと8ページ、写真は(3)番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、前田委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありますか。

担当委員

湧き水が多く、イノシシが寝床としている場所です。問題ないと思います。

議 長

富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

道路の高さまで1.5~2.0m嵩上げし、畑として利用したいとのこと  
です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

はい、農地等形状変更届出整理番号3番については、全員了承です。

議 長

.....  
続いて、(議案書2ページ)整理番号4番について、事務局の説明を求めま  
す。

事 務 局

議案書2ページ、整理番号4番です。

届出人は 鍋野の ○○○○ 様です。

所在地は、大字馬場下 <sup>なかぞう</sup>中藏 ○○○番○

地目は畑 面積は440㎡です。

理由は、湧水が多く、畑としての利用ができないため、また猪等の害獣被害防止のために、畑の嵩上げをしたいということです。

図面は9ページと10ページ、写真は(4)番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、前田委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありますか。

担当委員

先程の3番と同じ条件です。

議 長

富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

先程の農地より1段下がった農地で有り、高さが4mほどとなります。本人が農地として活用したいとのこと  
です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありますか。

議 長

無いようですね。この案件について、了承する委員は、挙手をお願いします。







整理番号2番です。

貸し手人は 鹿島市の ○○○○ 様、

借り手人は 南下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 大道 ○○○番 他1筆 面積は合計1,116㎡、

利用権は使用貸借権、期間は3年間で、再設定です。

整理番号3番です。

貸し手人は 堤ノ上の ○○○○ 様、

借り手人は 同じく堤ノ上の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 藤原 ○○○番○ 他1筆 面積は合計で

244㎡、利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

整理番号4番です。

貸し手人は 角ノ谷の ○○○○ 様、

借り手人は 同じく角ノ谷の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 瀬口 ○○○番○ 他1筆

面積は合計1,363㎡、

利用権は賃借権で、反当り米22kg、全体で30kg

期間は5年間で、再設定です。

整理番号5番です。

貸し手人は 佐賀市の ○○○○ 様、

借り手人は 北下久間の ○○○○ 様です。

所在地は、大字久間 大道 ○○○番○ 面積は761㎡、

利用権は使用貸借権、期間は5年間で、再設定です。

整理番号6番です。

貸し手人は 佐賀市の ○○○○ 様、

借り手人は 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 辻 ○○○番○ 他4筆 面積は合計2,938㎡、

利用権は賃借権で、反当り米・麦・大豆25.6kg、全体で75kg

期間は5年間で、再設定です。

整理番号7番です。

貸し手人は 福岡市の ○○○○ 様、

借り手人は 整理番号6番と同じ 南下の ○○○○ 様です。

所在地は、大字大草野 宿 ○○○番○ 面積は632㎡、

利用権は賃借権で、反当り米・麦・大豆23.8kg、全体で15kg

期間は5年間で、再設定です。

整理番号8番です。

貸し手人は 五代の 田中 宏 様、

借り手人は 長谷の 廣瀬 勝 様です。

所在地は、大字大草野 四反田 ○○○番 面積は1,182㎡、

利用権は賃借権で、反当り米50.8kg、全体で60kg

期間は5年間で、再設定です。

以上8件の計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議 長

それでは、利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までについて、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委 員

利用権設定を受ける者との耕作面積がありますが、今後の小作地の面積は入っていないということですよ。さらに加あってくるということですよ。

農 林 課

そうです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。利用権設定塩田町の分整理番号1番から8番までについては、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 利用権設定塩田町の分 整理番号1番から8番までについては、原案どおり承認することに決定しました。

議 長

続いて、(別添の表2枚目) 利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、農林課の説明を求めます。

農 林 課

別添の表2枚目を御覧ください。嬉野町の分整理番号1番です。

貸し手人は 下吉田の ○○○○ 様、

借り手人は 下宿の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 五本松 ○○○番○ 他1筆

面積は合計で1,353㎡、

利用権は賃借権で、賃借料反当り9,000円、全体で12,177円

期間は3年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしております。以上です。

議 長

それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、質疑を行ないます。

何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号1番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分 整理番号1番については、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議長 次に、整理番号2番ですが、この案件は、〇〇委員が借り手人となっていますので、嬉野市農業委員会総会会議規則第20条「議事参与の制限」の規定により、審議開始から終了まで、〇〇委員は退室し、審議終了後に、入室・着席ください。(〇〇委員退室)では、農林課の説明を求めます。

農林課 嬉野町の分整理番号2番です。

貸し手人は 今寺の 〇〇〇〇 様、

借り手人は 同じく今寺の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字下宿 一本栗 〇〇〇番 面積は2,267㎡、

利用権は賃借権で、賃借料反当り2,646.7円、全体で6,000円

期間は5年間で、再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしております。以上です。

議長 それでは、利用権設定嬉野町の分整理番号2番について、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長 無いようですので、採決に入ります。利用権設定嬉野町の分整理番号2番について、原案どおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。  
[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について 利用権設定嬉野町の分 整理番号2番については、原案どおり承認することに決定しました。

.....

議長 続いて、(別添の表3枚目)所有権の移転について、整理番号1番事務局の説明を求めます。

事務局 別添の表3枚目、整理番号1番です。

売り手人は 公益社団法人 佐賀県農業公社 様、

買い手人は 上岩屋の 〇〇〇〇 様です。

所在地は、大字岩屋川内 陣野 〇〇〇番 面積は1,093㎡、







農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り453,750円、全体で2,339,081円です。

図面は24ページと25ページ、写真は（7）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、山崎委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議 長

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

ここは、荒地で当時茶畑でありました。荒廃地解消と言うことで致し方ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号2番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様 他1名様、

借受人は 佐賀市の 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 <sup>のほら</sup>野原 ○○○番○ 他2筆

地目は3筆とも畑 面積は合計で4,873㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、後継者不在、高齢化から、今後も農地としての管理等が困難であるため転用したいということです。

東は畑、西は林、南は畑、北は畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

賃借料は、反当り98,502円、全体で480,000円です。

図面は26ページと27ページ、写真は（8）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、山崎委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。



議 長

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

1番と同じ所でございます。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

1番と同じ所ということですが、反当たり価格が違いますがどういうことですか。

事 務 局

1番は売買、今回は賃借料の違いです。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号2番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号3番です。

貸付人は 大野原の ○○○○ 様、

借受人は 温泉2区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字岩屋川内 <sup>のほら</sup>野原 ○○○番○

地目は畑 面積は822㎡です。

用途目的は、太陽光発電設備設置

事由は、申請地は、現在休耕地であり、後継者不在、労働力不足等により、今後の農地管理等が困難であるため転用したいということです。

東・西・南・北、四方とも畑です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

この契約は、使用貸借です。

図面は28ページと29ページ、写真は（9）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、山崎委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議 長

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

1，2番と隣接する土地です。よろしく申し上げます。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

賃借料はいくらですか。

事 務 局

使用貸借で無償です。

議 長

他にありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号3番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案書21ページを御覧ください。整理番号4番です。

貸付人は 西吉田の ○○○○ 様 他1名様、

借受人は 長崎県佐世保市の

○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字吉田 <sup>ぎおん</sup> 祇園 ○○○番○ 他1筆

地目は2筆とも田 面積は合計で879㎡です。

用途目的は、コンビニエンスストア用地

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しが立たない。土地の有効活用のため転用したいということです。

東は河川、 西は道路、 南・北も道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

賃借料は、反当り88,629円、全体で77,905円です。

図面は30ページと31ページ、写真は（10）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、松元委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

皿屋の派出所の前になり、コンビニエンスストアを計画されています。雑種地も買うそうです。田とかいてありますが、実際は畑となっております。問題ないと思います。

議 長

富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

地元委員さんが説明されたとおり問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

月額か、年額ですか。

事 務 局

確認します。

議 長

後で報告をお願いします。

議 長

他にありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]  
議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議なしと認めます。  
議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号4番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。

.....

事務局 整理番号5番です。  
譲渡人につきましては、23ページの別紙①を御覧ください。  
熊本市の ○○○○ 様 他3名様、  
譲受人は 袋の 社会福祉法人○○○○ 理事長 ○○○○ 様です。

所在地は、大字五町田 <sup>たかしろ</sup>高城 ○○○○番○ 他3筆

地目は4筆とも田 面積は合計で4,019㎡

用途目的は、スポーツクラブ

事由は、申請地は、現在休耕地であります。申請人(○○○○)は、障害者施設、高齢者施設を複数経営しており、入所・通園する障害者の雇用機会の創出と地域貢献を目的として、デイサービスを付設するスポーツクラブを建設するため転用したいということです。

東は宅地、西は畑、南は水路、北は道路です。

農地区分については、第2種農地(法第4条第2項第1号ロ(2)、第2号)で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り10,072,157円、全体で40,480,000円です。

図面は32ページと33ページ、写真は(11)番を御覧ください。以上です。

議長 この件について、池田博幸委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員 国道498号沿いでひぜん斎場近くとなります。隣接地に用水路、排水路、里道がありますが、関係地区と協議がなされており問題ないと思います。

議長 富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班長 地区担当が話されたとおり問題ないとおもいます。○○○○は、100人程度、障害者雇用、訓練されている法人でございますが、スポーツ施設は一般の人が利用できる施設ということでした。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 「異議なし」と呼ぶものあり]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号5番について、原案どおり許

可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号5番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号6番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 三坂の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 三坂 ○○○番 地目は畑 面積は455㎡

用途目的は、住宅敷地

事由は、申請地に専用住宅を建築するため、住宅敷地として転用したいということです。

東は道路・宅地、西は道路、南は畑、北は道路です。

農地区分については、第2種農地（法第4条第2項第1号ロ（2）、第2号）で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。

売買価格は、反当り9,072,527円、全体で4,128,000円です。

図面は34ページと35ページ、写真は（12）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、松尾委員、地区担当委員としての補足説明、意見はありませんか。

担当委員

別にありません。

議 長

次に、富永班長、事前審査の結果について、報告をお願いします。

班 長

住宅地であり、下水道はないが合併浄化槽を設置するそうです。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号6番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号6番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号7番です。

譲渡人は 温泉4区の ○○○○ 様、

譲受人は 井手川内の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下宿 第七区画整理 ○○○番○ 他1筆  
地目は畑 面積は635㎡ 用途目的は、宅地分譲  
事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。宅地分譲  
を行いたく転用したいということです。

東は道路、西は畑、南は宅地、北は道路です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1）で、  
都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り21,259,842円、全体で13,500,000円です。

図面は36ページと37ページ、写真は（13）番を御覧ください。以上で  
す。

議 長

この件については9月25日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行って  
おります。地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、  
川内委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

第7区画整理地区であり、境界杭もあり、問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号7番について、原案どおり許  
可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号  
7番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定いたしま  
した。

では、整理番号8番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号8番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 温泉4区の ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は253㎡ 用途目的は、宅地分譲

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・ス  
ーパー等も近くにあり、住環境に恵まれているので、宅地分譲として転用した  
いということです。

東は畑、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1）で、都  
市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り23,292,490円、全体で5,893,000円です。

図面は38ページと39ページ、写真は（14）番を御覧ください。以上で  
す。

議 長

この件については、9月の25日に、地区担当委員と事務局で現地調査を行っております。地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

特に問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号8番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号8番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。では、整理番号9番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局

整理番号9番です。

譲渡人は 井手川内の ○○○○ 様、

譲受人は 長崎県大村市の ○○○○ 様 他1名様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は246㎡ 用途目的は、宅地

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・スーパー等も近い住環境にも恵まれ、勤務先も近いので一般住宅を建築したく転用したいということです。

東は道路、 西は畑、 南は道路、 北は宅地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り24,199,186円、全体で5,953,000円です。

図面は40ページと41ページ、写真は（15）番を御覧ください。以上です。

議 長

この件について、地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

8番と隣り合わせで、ここも区画整理地区で有り問題ないと思います。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委 員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号9番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号9番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

では、整理番号10番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号10番です。

譲渡人は 温泉1区の ○○○○ 様、

譲受人は 武雄市の ○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 第八区画整理 ○○○番○

地目は畑 面積は162㎡ 用途目的は、建売住宅の建築

事由は、申請地は、用途地域内にある農地で、現在は休耕地です。病院・スーパー等も近くにあり住環境にも恵まれているので、建売住宅販売するため転用したいということです。

東は宅地、西は道路、南は道路、北は宅地です。

農地区分については、第3種農地（法第4条第2項第1号ロ（1））で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域であります。

売買価格は、反当り28,734,567円、全体で4,655,000円です。

図面は42ページと43ページ、写真は（16）番を御覧ください。以上です。

議長

この件についても、地区担当委員としての補足説明、意見があったら、それと併せて、富永委員、現地調査の報告をお願いします。

担当委員

（補足説明・現地調査の報告等）

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号10番について、原案どおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議長

異議なしと認めます。

議案第5号 農地法第5条の規定による申請の承認について 整理番号10番については、原案どおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

では、整理番号11番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号11番です。

譲渡人は 武雄市の ○○○○ 様 他1名様、

譲受人は 福岡県北九州市の

○○○○株式会社 代表取締役 ○○○○ 様です。

所在地は、大字下野 <sup>こいけだ</sup>小池田 ○○○番○ 他1筆

地目は畑 面積は合計で3,908㎡

用途目的は、太陽光発電設備

事由は、申請地は、現在休耕地であり、耕作の見通しが立たない。北西向きの斜面で周辺農地とは高低差があり、反射光等の影響は少ない。太陽光パネル





議 長  
委 員  
事 務 局

他になければ、質疑を行ないます。何か、質問、意見はありませんか。  
区割り面積に違いが大きくあるが・・・また、耕作面積は正確な数字なのか  
再度検討し、決定の方は次回に資料作成したい。

議 長  
委 員

再度、検討としますが、報酬についてはよろしいですか。  
〔(異議なし)「なし」と呼ぶものあり〕

議 長

事務局は、早急に説明資料を取りまとめて、市長との協議、議長への説明の  
日程調整を行うように。それでは、会議を閉じます。

平成29年 第28回嬉野市農業委員会総会を閉会します。

( 午後 3 時 45 分 閉

会 )